



企業法務セミナー

債権者代位権とは

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質
問

「債権者代位権」という言葉を聴きましたが、法律上どのような権利なのでしょう。

1. 債権者代位権の要件

債権者代位権とは、債権者が自己の債権を保全するため、債務者の第三者（第三債務者）に対する権利を、債務者に代わって行使するというものです。民法423条1項は、「債権者は、自己の債権を保全するため、債務者に属する権利を行使することができる」と規定しています。

本来、債権者代位権とは、債務者がその責任財産の減少を放置する場合に、債権者が債務者に代わって債務者の有する権利を行使して、責任財産の減少を防止するためのものですので、保全すべき「自己の債権」（被保全債権と呼ばれます）としては、一般債権者の金銭債権が想定されています。

また、債権者の有する金銭債権を保全する必要があるのは、債務者の資力が債権者の債権を弁済するのに十分ではない場合ですので、債権者代位権の行使にあたっては、債務者が無資力である

ことを要件とします。

さらに、債権者代位権は、責任財産の保全のため債務者の財産管理権に介入するものであり、債務者に与える影響が大きいことから、以下の要件があります。

- (1) 行使するかどうかを債務者の自由な意思に委ねるべき権利（行使上の一身専属権）、たとえば親族間の扶養請求権、相続人の遺留分減殺請求権は、債権者代位権の対象となりません（民法423条1項但書）。
- (2) 裁判所の許可を受けて行う裁判上の代位（非訟事件手続法72条以下）による場合や、保存行為（時効中断、第三債務者破産の場合の債権届出など）を代位行使する場合を除き、被保全債権が履行期にあることが必要です（民法423条2項）。
- (3) 債権者代位権を行使する時期は、債務者自らが自分の権利を行使する以前であることが必要

です（最高裁昭和28年12月14日判決）。

2. 行使の範囲、方法

債権者代位権は、債権の保全を目的とするものであり、債権者代位権によって債権者が債務者に代わって行使できる権利の範囲は、当該債権の保全に必要な範囲に限られます。たとえば、50万円の債権者が、債務者の第三債務者に対する100万円の債権を代位行使する場合には、50万円の限度において許されます。

第三債務者は、債務者自身がその権利を行使するときよりも不利な地位に立たされるべきではありませんから、債務者に対して有する同時履行その他のすべての抗弁を主張できます。

3. 行使の効果

債務者の権利の行使として第三債務者から物の引渡し、または金銭の支払いを求める場合には、債権者は、債務者に引き渡すように請求することができるのはもちろんですが、直接自分に対し、物の引渡しや金銭の支払いを請求することもできます。

その結果、債権者自身が第三債務者から物や金銭を受領した場合、あくまで当該物や金銭は債務者のものですので、債権者は、それらを債務者に返還する義務を負いますが、判例は、債権者が受領した金銭の返還義務と、自己の債務者に対する債権とを相殺することを認めています（大審院昭和10年3月12日判決）。

このような相殺が認められる結果、債権者代位権を行使した債権者は他の債権者に優先して債権の弁済を受けることが可能となり、債権者代位権の行使は、強制執行としての債権の取立訴訟（民事執行法157条）と同様の機能を果たすこととなります。

4. 債権者代位権の転用

本来、債権者代位権の被保全権利として想定さ

れるのは一般債権者の金銭債権ですが、金銭債権以外の債権を被保全債権とする債権者代位権が認められる場合があります。

たとえば、購入した不動産の登記名義が売主の前所有者のままとなっている場合に、買主が、売主に対する登記請求権を被保全権利として売主の前所有者に対する登記請求権を代位行使し、前所有者から売主に移転登記させることが可能とされています。

大審院明治43年7月6日判決は、「債権者が債務者の資力の有無に関係しない債権を保全しようとする場合においても、債務者の権利の代位行使が債権の保全に適切かつ必要である限り、債権者代位権の行使は妨げられないのであり、したがってこの場合は、債務者の無資力は要件としない」との趣旨を判示し、債権者が債務者の第三者に対する登記請求権を代位行使することによって自己の登記請求権を保全しうるケースにおいては、債務者の無資力を要件としないこととしました。

また、権原を有しない第三者が建物を占拠して同建物の賃借人の利用を妨げているような場合に、建物の賃借人が、賃借権を被保全債権として建物所有者たる賃貸人の第三者に対する妨害排除請求権を代位行使することができるかとされています（最高裁昭和29年9月24日判決）。

登記請求権や不動産賃借権のような金銭債権以外の債権を保全するための債権者代位権は、債務者の責任財産の保全を目的とするものでなく、債務者に資力があるかどうかの事情は意味がありませんので、債務者が無資力であるとの要件は不要です。

こうした金銭債権以外の債権を非保全債権とする債権者代位権は、責任財産の保全という債権者代位権本来の目的から外れるものであり、「債権者代位権の転用」と呼ばれます。